



平成 27 年 5 月 28 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 シ グ マ ク シ ス
代 表 者 名 代 表 取 締 役 会 長 兼 社 長 倉 重 英 樹
(コード番号：6088 東証マザーズ)
問 合 せ 先 取 締 役 C F O 田 端 信 也
(TEL. 03-6430-3400)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日の取締役会において、下記のとおり定款一部変更について平成27年6月26日開催予定の第7期（平成26年度）定時株主総会に付議することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

平成 27 年 5 月 1 日 施 行 の 「 会 社 法 の 一 部 を 改 正 す る 法 律 」 (平 成 26 年 法 律 第 90 号) に よ り 、 責 任 限 定 契 約 を 締 結 で き る 役 員 の 範 囲 が 変 更 さ れ た こ と に よ り 、 新 た に 責 任 限 定 契 約 を 締 結 で き る こ と と な る 業 務 執 行 を 行 わ ない 取 締 役 及 び 社 外 監 査 役 で ない 監 査 役 に つ い て も 、 そ の 期 待 さ れ る 役 割 を 充 分 発 揮 で き る よ う 、 定 款 第 29 条 及 び 第 38 条 の 一 部 を 変 更 す る も の で あ り ま す 。

なお、現行定款第 29 条の変更につきましては、各監査役からの同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。（下線部分は変更箇所を示しております。）

現行定款	変更後
第 29 条 (社外取締役との責任限定契約) 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、 <u>社外取締役との間で、</u> 任務を怠ったことによる損害賠償責任に関し、同法第 425 条第 1 項に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。	第 29 条 (取締役との責任限定契約) 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、 <u>取締役 (業務執行取締役等であるものを除く。)</u> との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任に関し、同法第 425 条第 1 項に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。
第 38 条 (社外監査役との責任限定契約) 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、 <u>社外監査役との間で、</u> 任務を怠ったことによる損害賠償責任に関し、同法第 425 条第 1 項に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。	第 38 条 (監査役との責任限定契約) 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、 <u>監査役との間で、</u> 任務を怠ったことによる損害賠償責任に関し、同法第 425 条第 1 項に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。

3. 効力発生日

定款変更のための株主総会開催日 平成 27 年 6 月 26 日 (予定)
定款変更の効力発生日 平成 27 年 6 月 26 日 (予定)

以 上